

夕顔の死と六条御息所

——『花鳥余情』以前の『源氏物語』享受——

小 高 道 子

夕顔の死を六条御息所の生霊によるものとする解釈について西村聡氏は、「一条兼良の『花鳥余情』以来、室町後期から江戸後期まで」「流布したが萩原広道の『源氏物語評釈』が院に住む妖物の変化を唱えて再検討が進んだ。だが、『六条御息所の生霊の仕業に単純化した読み方も、啓蒙書の類を中心になお根強いようである」とされた。¹⁾

『花鳥余情』は一条兼良が和漢の該博な知識をもとに著した注釈書であり、その注釈は文脈の理解に重点が置かれていとされている。²⁾ その『花鳥余情』が、歌学や有職故実とは直接関らない夕顔の死について、独自の新説を提示したとは考えにくい。「夕顔の死を六条御息所の生霊によるものとする解釈」は、『花鳥余情』によって始められた説であろうか。本稿では『花鳥余情』以前の『源氏物語』享受を検討することにより、夕顔の死と六条御息所について再検討してみたい。

一 『紫明抄』

夕顔の死と六条御息所について西村氏が「通説」であるとされる『新編日本古典文学全集 源氏物語』（以下『全集』と略す）は次のように記す。

怪異の正体は、後の源氏の推定や夕顔と御息所との人間関係からみて、廢院に住む妖物とするべきだろうが、前後の文章は、故意に読者が妖物に御息所のイメージを重ねて受け取るように書かれている。

「怪異の正体」を「廢院に住む妖物とするべき」であるなら、「前後の文章は」どうして「故意に読者が妖物に御息所のイメージを重ねて受け取るように書かれている」のであろうか。鎌倉時代に成立したとされる『紫明抄』は、「某院」について、次の注を付す。³⁾

問、某院何所哉

答、其院若河原院歟六条坊門万里小路也、昔、寛平法皇、本院のおとゝ時平公の御むすめ京極御息所とひとつ御車にて月のおもしろかりける夜、河原院に御ゆきなりて、かうらんのほこきに御車のなかえをうちかけておりさせ給て、もろともに月をなかつておはしましけるほとに、うちよりものゝけはひして、御息所をとりてひきいれたてまつるに、法皇おとろきていそぎとゝめ給て、なにものなれはかくは、ととひ給に、融丸

か候そかし、とてうちすてたてまつりけれと、御いのちはたえにけり、融の大臣彼院に執心ふかくして亡魂とまりて望卿鬼となりけるにや、これらを思に、河原院をそらおほめきになにかしの院といふにやとそおほゆる

「某院」を「若河原院歟」と推量し、寛平法皇と京極御息所とが月を眺めている時に、融の亡魂により御息所が亡なつた事を記す。そして「融の大臣彼院に執心ふかくして亡魂とまりて望卿鬼となりけるにや、これらを思に、河原院をそらおほめきになにかしの院といふにやとそおほゆる」と推測している。某院は河原院であるが、河原院は融の執心が深くてその「亡魂」が「望卿鬼」となり京極御息所の命を奪つたとされる場所である。そのことを思い、「源氏物語」は「河原院」とは書かず、「をそらおほめきになにかしの院とい」つたという。このことは、「河原院」と書くことにより、読み手が「融の大臣」の「亡魂」が「望卿鬼」となり、京極御息所の命を奪つたことを思い浮かべることを示しているといえよう。そして、場所を河原院とすることにより融の亡魂の事件を重ね合わせることにないように、「そらおほめきになにかしの院とい」つたと、『紫明抄』では推測しているのである。当時、河原院は、深い執心の魂が鬼となる場所と考えられていた場所であつた。

一一 『袖鏡』

西村氏は「なにがしの院を河原院とする説は管見の範囲でも諸書に見いだせるが、『源氏大鏡』の類に物の怪の正体を六条御息所とする説は探索し得ていない」とされた。「なにがしの院を河原院とする説」は、単に某院

の場所が河原院であることを示すのみならず、「融」の執心が深くてその「亡魂」が「望卿鬼」となり京極御息所の命を奪ったことを、当時の読み手に連想させたであろう。

西村氏は「源氏大鏡」の類に物の怪の正体を六条御息所とする説は探索し得ていない」とされたが、「物の怪の正体を六条御息所とする説は探索し得ていない」ことからいえるのは、物の怪の正体は六条御息所であると明記されている資料を「探索し得ていない」ということだけであり、物の怪の正体は六条御息所ではないと明記されている資料が見つかったということではない。従って、資料に明記されているか否かという観点からいえば、物の怪の正体は六条御息所であるともないともどちらともいえないというのが正当な評価である。単に物の怪と六条御息所との関係が明記された資料が見いだせない、というだけの理由で、両者が無関係であるとまで主張するのは不適切である。両者が無関係であることを主張するためには、無関係であることが明記された資料を、その主張の根拠として改めて提示することが必要であろう。

また「源氏大鏡」の二類本とされる「細川文庫本 袖鏡」（以下「袖鏡」と略す）は、夕顔の死に関する「物」について、六条御息所と推定できる書き方をしている。「袖鏡」では、夕顔の死を描く前後には、六条御息所と想定される源氏の夢に出てきた女性と「物」しか描かれていない。源氏の夢に現れ夕顔をかき起こそうとした後、その場に居合わせて夕顔の死の直後に源氏に見られた後で姿を消すまで、六条御息所以外の夕顔に取り憑きそうな物についての記述は見られない。「源氏物語」本文に見られる「荒れたる所は、狐などやうのもののおびやかさんとて、け恐ろしう思はするならん」などという夕顔に取り憑きそうな六条御息所以外の物についての記述は、「袖鏡」には見られない。こうしたことから、「袖鏡」を見る限り、夕顔の死は六条御息所の仕業と理解できる。ここで「袖鏡」に描かれた該当部分を検討してみよう。

宵すこしするほどに源氏ちとまどろみ給へる夢に、御まくらかみにきよなる女ついでいふやう、をのれがいとめてたしと思ひきこゆるはたつねもおぼさて、そゝろなる人をいておはしたる事と申て此御そはなる人をかきおこさんとす。物にをそはれたるやうにからうして見あげ給へれば御とのあふらもきえけり。むくつけくおそろしくて人をめさむと御手をたゞくに山ひこのこたふるもうるさし。此女君物にをそはれていかさまにせんと、汗もしとゞになかれたり。右近とてめしくしたる女房これもをそはれてきたかならねば、御枕なる太刀を引ぬき給てしそくめさんとて御みづから西のつま戸に出給へりめせば、御こたへして出きたり。しそくもてまいれ、隨身もつるうちしてたえずこはつくれ、うちとけてさぶらふものかな、とてかへり入てかひさぐり給へは、女君いきもせずなよくとわれかのけしきなり。いとかよはくてひるも空をのみ見つる物と思はせんにせんかたなし。からうしてしそくまいりたり。君のゆめにみえし女おもかけにみえてふとうせぬ。むかし物かたりにこそかゝるとはきけとあさまし

書かれてゐる内容を箇条書きにすると

- (1) 源氏の夢に、枕上にきよなる女ついでいふ「をのれがいとめてたしと思ひきこゆるはたつねもおぼさて、そゝろなる人をいておはしたる事」と申す
- (2) 女は「此御そはなる人をかきおこさんとす」
- (3) 「物にをそはれたるやうにからうして見あげ給へれば御とのあふらもきえけり。」
- (4) 「むくつけくおそろしくて人をめさむと御手をたゞくに山ひこのこたふるもうるさし。」
- (5) 「此女君物にをそはれていかさまにせんと、汗もしとゞになかれたり」

- (6) 源氏太刀を抜き、右近・隨身に対応策を命じ、「かへり入てかひさぐり給へは」
 (7) 「女君いきもせずなよくとわれかのけしきなり。」
 (8) 「いとかよはくてひるも空をのみ見つる物をも思すにせんかたなし」
 (9) 「からうしてしそくまいりたり」
 (10) 「君のゆめにみえし女おもかけにみえてふとうせぬ。」
 (11) 「むかし物かたりにこそかゝるとはきけとあさまし」

(3) (5) に見られるように女を襲ったのは「物」ではあるが、(1) (2) (10) に見られる「女」は同一人物であり、六条御息所の生霊と推定できる。(1)で姿を現したのは源氏の夢ではあるが、(10)では「源氏のゆめにみえし女」が「おもかけにみえ」た。そして「ふとうせぬ」とある。女の死を目の当たりにした源氏は、夢に見た女を夢ではなく面影に見た。そして見られた女は「ふとうせ」た。そして源氏が「むかし物かたりにこそかゝるとはきけとあさまし」と事態を振り返って感じたのは、夕顔が死に、六条御息所がうせた後であった。このように「袖鏡」では、夕顔の死と六条御息所とを結びつけて解釈している。

西村氏は夕顔の死と六条御息所について、次のように記す。

六条御息所が挑み心を燃やした相手は光源氏の正妻たちであった。襲つきっかけも襲った自覚もはつきりしている。光源氏も彼女の仕業と察知している。一方、夕顔は世間に秘密の通い所であり、その存在を六条御

息所は知らない。知ったところで、中の品の女に対抗心を抱くこと自体、前東宮後の自尊心が許さないであろうし、光源氏が自分以外の女の所にいるというだけで生霊になっていたのではきりが無い。光源氏も後ろめたさは感じていても、六条御息所に夕顔を奪われたと思っっているふしはない。

確かに、六条御息所は「夕顔の存在を知らな」かったであろう。しかし、その素性は知らなくても、この場面で、源氏が六条御息所ではなく夕顔と一緒にいることについて六条御息所は「をのれがいとめてたしと思ひきこゆるはたつねもおぼさて、そゝろなる人をいておはしたる事」と「挑み心を燃や」すことも「此御そはなる人をかきおこさんとす」ることもできる。「此御そはなる人をかきおこさんと」したことは夢であつたとしても、太刀を抜き、「いきもせずなよ／＼とわれかのけしき」である夕顔を見て、紙燭を取って見ると、六条御息所が「おもかけにみえてふとつせ」たという。「袖鏡」を読む限り、源氏は六条御息所の生霊が物として取り憑き、「夕顔を奪」ったと「思っつてい」たことが推測できる。西村氏が「啓蒙書の類を中心になお根強いとされた」夕顔の死を「六条御息所の生霊の仕業に単純化した読み方」は、「源氏大鏡」の一種である「袖鏡」に見られるのである。

『袖鏡』は夕顔の死を「六条御息所の生霊の仕業に単純化し」て記している。河原院を「執心ふかくして亡魂とままりて望卿鬼とな」る場所とする『紫明抄』の記事とあわせて考察すると、夕顔の死を「六条御息所の邪気かと推定」する解釈は、『花鳥余情』が新たに作り出した解釈というよりはむしろ、当時の理解をもとに『花鳥余情』が記した解釈と推定することができよう。

二 『袖鏡』と『源氏物語』

ここで『袖鏡』と『源氏物語』とを比較してみよう。『袖鏡』の文章は、大半が『源氏物語』の本文と一致する。『源氏物語』の一部を省くと『袖鏡』になり、物の怪を六条御息所と推定できる文章になる。そこで『源氏物語』の『袖鏡』が省略した部分を考察することにより、両者の相違を検討してみよう。引用は『全集』により、注の内容を（ ）で示す。

山の端の（和歌）…心細く」とて、もの恐ろしうすしげに思ひたれば、

げに、うちとけたまへるさま世になく、所がら（場所が無気味な院であるだけに）まいてゆゆしき（「ゆゆし」は忌むべきことで、不吉だ、縁起が悪いの意で、容姿、才能などあまりに秀でた人は神怪妖物に魅入られて、災いをつけるとの俗信がある。この語により、凶事の暗示はさらに強まる。）まで見えたまふ。

奥の方は暗つものむつかし

よろづの嘆き（死の予感におびえて男にすがりつく女の様子）忘れてすこしうちとけゆく気色いとらうたし。
つとかたはらに添ひ暮らして、物をいと恐ろしと思ひたるさま若う心苦し。

(注) 女の恐怖感は、時間がたつにつれて、「もの恐ろしうすこげ」「ものむつかし」「いと恐ろし」と、その度が高じてゆく。

~~~~~  
 ( ) 部解説) 女の恐怖はさらに高まり、廢院の奥に見えぬ妖気を感じるが、源氏は気づかない。耽溺の二夜をへて、源氏は心身ともに疲れ、近親や御息所のことか頭をかすめる。凶事がその隙を狙うようにして起る。

こはなぞ、あなもの狂ほしのもの怖ぢや。荒れたる所は、狐などやうのもの人おびやかさんとて、け恐ろしう(なんとなく恐ろしい、薄気味わるい、の意) 思はするならん。まるあれば、さやうのものにはおどされじ」とて引き起こしたまふ。

いとつたて(事態のますます悪化することを嘆く意を表す) 乱り心地(気分のわるいこと。病気に限って用いる)のあしうはべれば、うつ伏し臥して(うつぶせになって、謹んでいるのが、物の怪に会ったときの護身法とされていたものか) はべるや。御前にこそわりなく(わりなくおそろし)の意(思さるらめ)と言へば

いといたく若びたる人にて、物(「物」は、靈的な存在。「鬼」を「モノ」と訓じた例が『万葉集』などにある。平安時代になると、怨霊・物の怪のごとく、不吉・凶悪な性格が濃くなる)にけどられぬるなめりと、せむ方なき心地したまふ。

これらの『袖鏡』には用いられなかった『源氏物語』の本文では、夕顔の不安怖れ、無気味な廃院の様子、妖物などについて述べられている。しかしながら、『袖鏡』が引用した部分では、物・六条御息所によって夕顔が亡くなる事が描かれているのに対して、引用されなかった部分に描かれたものが、夕顔の死とどのような関係があるのかは記されていない。『袖鏡』では、「物」と六条御息所とが同一と理解できるが、『袖鏡』が引用した以外の部分に描かれた「もの」と、夕顔の死との関係は不明である。

西村氏は夕顔の死について、次のように記している。

『源氏物語』の注釈史においては、古くに木霊や源融の怨霊説が行われ（注略）、六条御息所の邪気かと推定した一条兼良の『花鳥余情』以来、室町後期から江戸後期までは六条御息所の怨念説が流布したが、萩原広道の『源氏物語評釈』が院に住む妖物の変化を唱えて再検討が進み、現在では、

…源氏の頭に浮んだ六条御息所の姿は、夕顔に溺れることの御息所へのうしろめたさが、夢になって源氏を責めるものと理解できる。怪異の正体は、後の源氏の推定や夕顔と御息所との人間関係からみて、廃院に住む妖物とすべきだろうが、前後の文章は、故意に読者が妖物に御息所のイメージを重ねて受け取るように書かれている。（新編日本古典文学全集『源氏物語』）

との説明を通説と見てよいと思われる。ただ、「故意に…書かれている。」仕組みに注意を向けず、六条御息所の生霊の仕業に単純化した読み方も、啓蒙書の類を中心になお根深いようである。

西村氏は、夕顔の死を「六条御息所の邪気かと推定した」解釈を「一条兼良の『花鳥余情』以来」の説とされた。しかしながら、夕顔の死と六条御息所を結びつける解釈は、『袖鏡』に見られる。「一条兼良の『花鳥余情』以来」の説というよりはむしろ、当時行われていた解釈を兼良が記したと推定できよう。「六条御息所の怨念説」は、『花鳥余情』以前から江戸後期に「萩原広道の『源氏物語評釈』が院に住む妖物の変化を唱え」るまで継承されたのである。

『源氏物語』は、藤原俊成が『六百番歌合』の判詞で「源氏見ざる歌よみは遺恨の事なり」と記したことにより、歌人にとつての必読書であった。そのため一条兼良の『花鳥余情』は、中世歌人に重視され、歌学者たちにより継承された。その『花鳥余情』における解釈は、当時の歌学者にとつて、規範となる『源氏物語』の解釈であった。その解釈が現代の解釈と異なることがあつたとしても、中世における『源氏物語』の解釈として、注釈史に位置づけられるべきである。

【注】

- (1) 西村氏説の引用は「葵上 注釈余説」(『金沢大学文学部論集』二十七号、二〇〇七年)による。  
 (2) 例えば伊井春樹氏は次のように言つ。

『河海抄』の「残れるをひろひ、あやまりをあらためたる」と述べるものの、注釈の方法は異なり、詳細な出典考証よりはも、むしろ文章・文脈を明らかにしようとする態度を示す(『源氏物語注釈書・享受史事典』、伊井春樹編、東京堂出版、二〇〇一年)

以下、源氏物語の古注釈書については同書の解説による。

- (3) 引用は『紫明抄上 京都大学蔵』(京都大学国語国文資料叢書二十七、一九八一年、臨川書店)による。引用に際して

通用の字体に改め、私に句読点を付した。

- (4) 引用は『細川文庫本 袖鏡』(田坂憲二氏編 在九州国文資料影印叢書「第二期」2一九八一年)。なお、田坂氏は「源氏大鏡」の形態」(『源氏物語享史論考』、風間書房 二〇〇九年)において、「袖鏡」に限らず、『源氏大鏡』全般について詳述されている。

〔付記〕 本稿をなすにあたって中京大学教養教育研究院松浦明宏教授(「論理学」)に御教示を賜った。記して深謝申し上げる。